## Question

3

# 廃業相談者への対応

Q. 後継者がいない。業績も悪いためM&Aもできない。廃業を考えているが、 どうすればよいか?

**要旨** 会社の廃業は従業員や取引先に迷惑をかける行為でもあるので、トラブルを避ける ためにも早い段階で情報を共有しておいた方が良いでしょう。法人・個人の違いを認識し たうえで対策をとることが重要です。

# 解説

## 1. 法人の手続き

①株主総会による解散の承認と解散登記等 株主総会で会社の解散の承認を得るには 特別決議(議決権の過半数を有する株主が 出席し、出席した株主の議決権の3分の2 以上の賛成)が必要です。株主が集まるこ とができずに書面決議になった場合は全員 の賛成が必要です。また、清算人はその会 社の取締役が選任されることが多いです。

法務局への解散登記・清算人選任登記と、 税務署への異動届は営業終了日(解散日) から2週間以内に提出が必要です。登記を 行う際には登録免許税が発生したり、株主 総会議事録など必要書類を提出しなければ ならないので注意が必要です。

#### ②官報の解散公告

解散公告は最低でも2ヵ月間出しておく 必要があり、これが完了して初めて清算に 入ることができます。

#### ③清算

清算人は会社の債権を取り立て、債務を 弁済し、そして資産を換価するなど会社の 財産の整理を行います。

#### ④確定申告手続ほか

確定申告に関しては廃業してから 50 日 以内に提出する確定保険料申告書、清算事 業年度の確定申告となる清算確定申告書を 行います。

そして業種によってはそれぞれの業種の 所管官庁に向けて手続きを行うケースがあります。建設業や旅館業、飲食業など特定 の業種に関してはそれぞれ所轄官庁に廃業 に関する書類を提出する必要があるので注 意が必要です。

### 2. 特別清算

特別清算手続きでは、当該株式会社の代表者等会社関係者が特別清算人に選任され、 当該株式会社に手続遂行に関する一定の主 導権が認められるため柔軟性・迅速性が高まる特徴があります。

一方で債権者の同意・意向が重要な意味 を持つことになりますので、大口債権者の 同意が取れる見込みがある場合に活用を検 討しましょう。







Ι

# 廃業の進め方~手続きと留意点~

## くご提案のポイント>

- ・トラブルを避けるため、早い段階で従業員や取引先に情報を共有した上で、手続き を進めましょう。
- ・債務超過の場合や赤字企業の廃業の方法についても説明します。

# 1. 法人の手続き

- ①営業終了日の確定:法人の廃業手続きは3カ月以上かかることが多いので、営業終了日 は余裕をもって設定しましょう。
- ②株主総会による解散の承認と解散登記等:株主総会で会社の解散の承認を得ます。清算を行う場合は同時に清算人も選任します。株主総会終了後、法務局に解散登記と清算人 選任登記を、税務署で異動届を提出します。
- ③官報の解散公告:解散公告は債権者が自己の債権を申し出ることができるようにするための通知として義務付けられています。
- ④清算:清算は会社の債権や債務、そして資産を整理していく作業です。残余財産が発生した場合、それらは株主に分配されます。清算後、決算報告書の株主総会承認、その後2週間以内に清算決了の登記や届出を各種機関に行います。
- ⑤確定申告手続ほか:清算を終えてからは確定申告など他の各種手続きを完了させます。

#### 2. 個人事業の手続き

基本的に、税務署や年金事務所等に届出を出していきます。廃業年度に固定資産を売却していくことになる場合が多いですが、購入日から5年以内の固定資産の売却については税金が高くなる傾向になりますので、翌年の所得税・健康保険などが高額になる可能性があります。十分な資金を準備しておきましょう。

## 3. 特別清算(株式会社のみ)

清算中の株式会社に清算の遂行に著しい支障をきたす事情がある場合または債務超過の 疑いがある場合に、裁判所の監督下において行われる清算手続として特別清算があります。 通常の清算手続きに比べ柔軟性や迅速性があり、しかも費用が廉価で済む可能性が高いで す。

### 3. 実行のための方策

会社の廃業は従業員や取引先に迷惑をかける行為でもあるので、トラブルを避けるため にも早い段階で情報を共有したうえで、手続きを進めていきましょう。





